

公益財団法人宮城県市町村振興協会 広域行政圏市町村職員等研修事業実施要綱

平成24年 4月 1日
要綱 第 5 号

第1 趣 旨

この要綱は、公益財団法人宮城県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、広域行政圏において実施する市町村職員等の研修事業（以下「研修事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

第2 事 業

研修事業は、この法人と宮城県広域行政等連絡協議会の構成団体（以下「研修実施団体」という。）が主催し、広域の市町村職員等を対象に当面する政策・行政課題や地域の課題、自治体運営等をテーマとする研修会と相互の情報交換を図る交流会等を実施する事業とする。

第3 研修の企画等

研修事業の企画や実施は、研修実施団体が行うものとする。

なお、研修の実施時期、内容等については、あらかじめこの法人と協議し、決定する。

第4 経 費

この事業に要する次の経費は、この法人が負担する。

- (1) 講師・助言者謝礼金
- (2) 講師・助言者招へい旅費
- (3) 資料、教材等作成費及び購入費
- (4) 会場使用料
- (5) その他必要と認める経費

第5 実績報告

研修実施団体は、研修事業が完了したときは、速やかに事業実施報告書（別紙様式）をこの法人に提出しなければならない。

第6 補 則

この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

事業実施報告書

平成 年 月 日
第 号

公益財団法人宮城県市町村振興協会
理事長 殿

行政事務組合名
代表者職・氏名

下記のとおり事業を実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 研修会名
- 2 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
- 3 開催場所 名称・所在地
- 4 研修内容
（1）講演
講師：
演題：
（2）交流会（意見交換）
- 5 参加人員 人（市町村職員、市町村議会議員、行政事務組合職員、地域住民など）
- 6 資料等 開催要項、開催案内、研修会配布資料